



柏崎市企業振興条例による設備導入に係る支援制度

柏崎地域
不均一課税

設備投資にかかる固定資産税を3年間軽減します

対象事業者

地域	柏崎地域 ※高柳・西山地域を除く
業種	製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業
要件	①事業の用に供する設備の取得価額の合計額が 2,700万円 を超えること。 ② <u>道路貨物運送業、こん包業、卸売業</u> の場合は、設備の取得に伴い増加する常用雇用者数が15人を超えること。

税軽減の内容

対象設備	・土地 ・建物 ・償却資産のうち機械及び装置（※）
不均一課税	1年目⇒100% 軽減、2、3年目⇒75% 軽減

（※）取替・更新した機械・装置は生産能力が従前と比べておおむね30%以上増加したものに限りです。

取得価額の対象範囲及び税軽減される対象設備の詳細は裏面にて確認してください。

申請方法

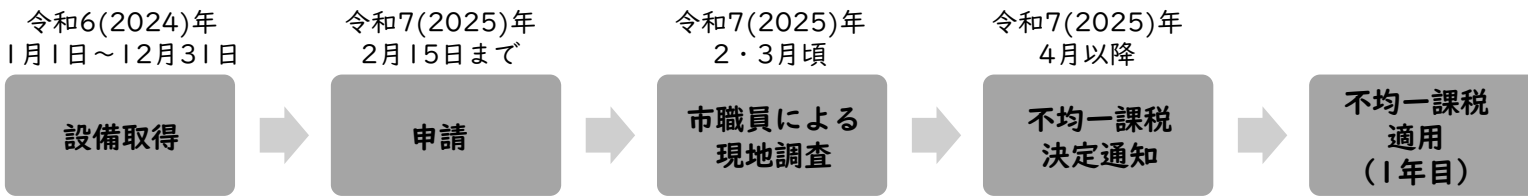
提出書類を揃えて、柏崎市役所**ものづくり振興課**までご提出ください。
申請に必要な書類は、裏面をご確認ください。

申請期限

固定資産を取得した年の翌年**2月15日まで**

※固定資産税が軽減される**3年間、毎年申請**してください。

課税軽減までの流れ



お問合せ先

【柏崎市企業振興条例の支援制度・申請に関すること】

柏崎市ものづくり振興課（市役所3階）

TEL 0257-21-2326

MAIL monozukuri@city.kashiwazaki.lg.jp

【固定資産税に関すること】

柏崎市税務課（市役所2階）

TEL 0257-21-2256



柏崎市HP

取得価額の範囲

取得資産 (※1)	下記に含まれる資産の取得価額の合計額が2,700万円を超えること 【対象範囲】 ・建物及びその付属設備 ・償却資産 (構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品)
対象設備	取得資産のうち、次の資産が不均一課税の対象となります。 ・土地(※2) ・建物(※3) ・償却資産のうち機械及び装置(※4)

(※1) リース品は含みません。

(※2) 取得の日の翌日から起算して1年以内に建物の建設に着手したものに限りです。

(※3) 【製造業の場合】工場用の建物とその付属設備
【道路貨物運送業の場合】車庫用、作業場用、倉庫用の建物とその付属設備
【こん包業、卸売業の場合】作業場用、倉庫用の建物とその付属設備

(※4) 取替・更新した機械・装置は生産能力が従前と比べておおむね30%以上増加したものに限りです。

申請書類

★…柏崎市ホームページからダウンロードできます。

1年目

- ・固定資産税不均一課税/課税免除申請書(第1号様式) …★
(※電子データで作成し、出力した用紙及び電子データの両方を提出してください。)
- ・法人登記事項証明書(※取得から3か月以内のものを提出してください。)
- ・定款(※原本証明をしてください。)
- ・固定資産の区分に応じ、以下の書類を添付してください。

土地	<ul style="list-style-type: none"> ・土地売買契約書(写し) ・土地登記事項証明書(写し) ・事業所全体の平面見取図
家屋	<ul style="list-style-type: none"> ・建築工事請負契約書(写し) ・家屋登記事項証明書(写し) ・建物配置図 ・建物平面図
償却資産	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税償却資産申告書(写し) ・仕様書又はカタログ等(写し) ・配置図 (※申請する償却資産の「申請番号」を記入してください。) 【取替・更新した設備を申請する場合のみ】 ・設備の能力がおおむね30%以上増加していることを示す資料 (※新旧設備の仕様書又はカタログ等) ・取替・更新等によってどのような能力がどの程度変わったかをまとめた資料 …★ (※電子データで作成し、<u>出力した用紙及び電子データの両方</u>を提出してください。)

2年目以降

- ・固定資産税不均一課税/課税免除申請書(第1号様式) …★
(※電子データで作成し、出力した用紙及び電子データの両方を提出してください。)
- ・固定資産税不均一課税決定通知書(写し)
- ・法人登記事項証明書(※取得から3か月以内のものを提出してください。)
- ・定款(※原本証明をしてください。)

申請方法

申請に必要な書類を揃えて、**ものづくり振興課(柏崎市役所3階)**までご提出ください。

【申請書類電子データ送付先】

柏崎市ものづくり振興課(共通) : monozukuri@city.kashiwazaki.lg.jp